求職者に対するハラスメント防止について

本市では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年 10 月１日　令和７年法律第 63 号）に基づき、求職者の皆様が安心して求職活動を行えるよう、公正な採用試験の実施とハラスメントの防止に努めています。

《求職者に対するハラスメントとは》

事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動が阻害される「求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント」のほか、妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメントやパワー・ハラスメントなどをいいます。

《求職活動等に関するルール》

上記のようなハラスメントを防ぐため、採用にあたっては、以下のルールを遵守します。

1　面接等を庁舎外で実施することはありません。
　また、一対一での面接等は、密室で実施しません。
　（例：カフェで面接する等）

2　本市が使用する連絡ツールは、原則下記の連絡手段のみとします。申し込み時にご登録いただいた連絡先以外を要求することはいたしません。
　（例：「連絡先交換しようよ」等）

3　採用に資する活動の中で、性的な言動・私的な接触（連絡等も含む）・威圧的な態度等はいたしません。
　（例：食事に誘う等）

《求職者等に対するハラスメントに関する相談窓口》

採用に関わって、求職者等に対するハラスメントに関する不安や、お気づきの点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

窓口に苦情・相談があった場合は、申し出をした方が不当に不利益にならないように配慮するとともに、プライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、必要に応じ速やかに事実関係の調査及び確認を行い、問題の迅速かつ適切な解決・厳正な対処に努めます。

福山市教育委員会　学事課（職員担当）　084-928-1112（県費職員）
gakuji@city.fukuyama.hiroshima.jp
教育総務課（職員担当）　084-928-1218（市費職員）